

令和3年度船員災害防止実施計画について①

今週から3回にわたって、「令和3年度船員災害防止実施計画」について紹介します。

船舶所有者、船員、国、船員災害防止協会などの関係者が一丸となって取り組む「船員災害防止」の指針として、国土交通省は、「船員災害防止活動の促進に関する法律」に基づく5年ごとの「船員災害防止基本計画」を策定しています。

また、基本計画で掲げた減少目標を達成するため、毎年「船員災害防止実施計画」を作成しています。

▽船員災害の減少目標

「第11次船員災害防止基本計画（平成30～令和4年度）」で定めた船員災害の減少目標を達成するために令和3年度においては、次の通りとします。

死傷災害		疾病	
貨物船等	2％減	貨物船等	9％減
漁船	7％減	漁船	4％減
全体	5％減	全体	7％減

(参考)第11次船員災害防止基本計画における減少目標			
死傷災害		疾病	
貨物船等	14％減	貨物船等	14％減
漁船	11％減	漁船	11％減
全体	16％減	全体	13％減

▽重点を置くべき災害に対応した取り組み

- ①作業時を中心とした死傷災害防止対策
- ・多発している「転倒」、「はさまれ」への対策
- ②海中転落・海難による死亡災害防止対策
- ・作業用救命衣などの保護具着用の推進
- ・乗下船時の海中転落防止、海中転落に備えた対策
- ③漁船における死傷災害防止対策
- ・漁ろう作業、漁具・漁網取り扱い作業など漁船特有の作業時における「転倒」や「はさまれ」への対策
- ④年齢構成を踏まえた死傷災害・疾病対策
- ・中高年齢船員の「慣れ」からくる油断、高齢化に伴う運動機能や知覚機能の低下による死傷災害などの対策
- ・作業前の準備運動と無理な姿勢を避ける
- ・作業場所に適切な滑り止めを設置
- ⑤生活習慣病などの疾病防止対策
- ・事業者による船員の健診結果や健康状態の把握
- ・船内供食による疾病防止を図る
- ・新型コロナウイルス、インフルエンザ、ノロウイルスなどの感染症予防対策を徹底する
- ⑥パワーハラスメントの防止とメンタルヘルスの確保
- ・事業者による相談窓口の設置、社内研修の実施
- ・ストレスチェック活用によるセルフケア、管理監督者によるラインケア、人事労務スタッフなどによるケアの実施
- ⑦船員の受動喫煙防止対策
- ・受動喫煙防止対策に対する意識の高揚、情報の収集・提供に努める